

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（粒子状物質等の量を増大させる燃料）</p> <p>第二十一条 条例第五十七条に規定する規則で定める燃料は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び二（現行のとおり）</p> <p>三 前二号を除き、次に掲げる燃料の性状のいずれかが当該の値を満たさない燃料</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p>エ いおう分（<u>日本工業規格K二五四一</u>一、<u>日本工業規格K二五四一</u>二、<u>日本工業規格K二五四一</u>六又は<u>日本工業規格K二五四一</u>七に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）<u>〇・〇〇一質量パーセント以下</u></p> <p>第二十二條から第八十三條まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>（粒子状物質等の量を増大させる燃料）</p> <p>第二十一条 条例第五十七条に規定する規則で定める燃料は、次のとおりとする。</p> <p>一 及び二（略）</p> <p>三 前二号を除き、次に掲げる燃料の性状のいずれかが当該の値を満たさない燃料</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>エ いおう分（<u>日本工業規格K二五四一</u>に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）<u>〇・〇五質量パーセント以下</u></p> <p>第二十二條から第八十三條まで（略）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>